OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	アメリカ法における大量被害不法行為訴訟へのクラス・アクションの拡大 : 損害賠償クラス・アクションを中心として
Author(s)	藤本, 利一
Citation	阪大法学. 2005, 55(3,4), p. 181-206
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/54750
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

アメリカ法における大量被害不法行為訴訟へのクラス・アクションの拡大

――損害賠償クラス・アクションを中心として――

藤本利一

はじめに

わが国においても、アスベストによる人体への被害が強く認識されるようになった。アメリカ法においては、この種の問題をすでに一九八〇年代から、裁判実務は経験している。この問題の利害関係人相互の利害調整は、主として、裁判所が担ったといっても過言ではなかろう。

これに対して、おそらくわが国では、こうした被害者に対する救済が訴訟のみを通じてなされる可能性は低いと思われる。訴訟が、あるいは司法が重要な役割を果たすことになるとは言え、かの地とはアプローチが異なる可能性が高い。

それでは、なぜこのような違いが生じるのか。一つには、アメリカ法には、クラス・アクションというデバイスが存在することである。この制度の存在により、裁判所が被害者救済を担う第一線となる。このこと自体を肯定的

（阪大法学）55（3・4-181）825〔2005.11〕

にとらえてよいかは、また別の問題であろう。しかし、かの地のアプローチが、わが国の法理論、法政策にとって、貴重な示唆を与える可能性は否定できないように思われる。

かつて、筆者は、一九六六年における連邦民事訴訟規則改正後のクラス・アクションの運用状況について、検討を加えたことがある[1]。そこで確認されたことはつぎの通りであった。まず、合衆国において、損害賠償クラス・アクションに規制の実現が期待される素地のあることである。日本やヨーロッパ諸国と異なり、行政へのコストを最小化する傾向が強く、また、行政機関のもつ資源が十分でない場合が多いことが理由の一つである。少額多数被害の事例においては、そのため、行政機関に依存することができず、損害賠償クラス・アクションに頼らざるを得ない側面がある。この点、非営利の団体にその訴訟追行を委ねるとしても、限界が存在する。政治的バイアスを受けることもあり、必ずしも公平中立な存在ではないし、他方でさまざまな事件に対応するだけの十分な資力を持つことも難しい。一定の合理性は存在するのである。しかし、一方で、損害賠償クラス・アクションによる規制の実現を望む者にも不安はある。私人による規制の実現は、現実には、弁護士、とりわけ巨大法律事務所によって担われているともいえるからである。クラス・アクションには莫大な費用とリスクが発生し、それに耐えることのできる者だけが、ゲームに参加できる。こうした損害賠償クラス・アクションの金銭的インセンティヴがもたらすものは何か。合衆国の経験から見れば、それはクラス・アクションの多発と多様化である。

本稿は、そこで言及できなかった、クラス・アクションの適用領域の拡大を取り上げる。連邦民事訴訟規則制定以前ではきわめて限定的であったクラス・アクションが、一九六六年規則改正以降、爆発的に拡大し、種々の問題を生ぜしめている。これは、まさに、クラス・アクション弁護士による新たな市場の開拓である。そこから生じる問題点を浮き彫りにし、クラス・アクションに対する理解を深めることが、本稿のねらいの一つである。

以下においては、まず、伝統的なクラス・アクションのパラダイムを確認した後、それがどのように大量被害不法行為訴訟へ拡大されたかを順に確認し、そこから生じる問題点を取り上げたい。

一　アメリカ法における伝統的なクラス・アクションのパラダイム(2)

クラス・アクションの諸ルールの沿革は、中世の集団訴訟にまで遡ることができ、長い家系図を持つとされる(3)。アメリカ法におけるクラス・アクションは、イギリス法の集団訴訟の形式を継受しつつも、今日、独自の展開を見せている。その一つのきっかけとなったと思われるのは、一九三八年の連邦民事訴訟規則の制定である。この規則の成立によってコモンローとエクイティの融合が行われた。このことは、それまで主としてエクイティの領域においてなされてきたクラス・アクションをめぐる論議が、その射程を拡大することを意味した。もっとも、当時の連邦民訴規則の起草者らは、クラス・アクションに関する二三条は、あくまでも「手続法」上の諸ルールにかかわるものであり、「実体法」上の権利にまで変更をもたらすものではない、と理解していたようである(4)。そのため、クラス・アクションの対象となる権利がどのようなものかは明らかではなかった。それゆえ、クラス・アクションとして審理されるべき事件の類型が、それまでの実務の蓄積に基づいて論じられた(5)。このことから、二三条に関しては、連邦民訴規則制定による「改革」ではなく、従前の実務の「成文化」にすぎないとも言われた(6)。

二三条は、その類型の曖昧さゆえ、裁判所にとって機能的でなかっただけではなく、それを申し立てる側の弁護士にも混乱をもたらした。それまでエクイティの領域でのみ論議され、実務上、見出される事例もそう多くはなかったと言われていたにもかかわらず、一九三八年連邦民訴規則により、クラス・アクションに不慣れな弁護士らにより提起された事件数が増大したのであった(7)。こうしたことが一九六六年の改正へと繋がることとなる。

周知の通り、一九六六年の連邦民訴規則二三条改正により、現在のクラス・アクションの形が整えられた。曖昧だとされた二三条の事件類型に関する規律を改めることがその一つの目的であったことが指摘されていた[8]。この改正により、何がクラス・アクションとして認められる事件か、という判断について裁判所にかかる負担は少なくなるはずであった。しかし、現実にはクラス・アクションの事件数が増大し、一九九〇年代においてはさまざまな問題が社会に惹起された。その結果、近時、一九六六年当時の起草者の意図が論じられるようになった。すなわち、一九六六年改正においては、私人による規制の実現がクラス・アクションの目的の一つとして盛り込まれたか否かについてあらためて問題とされたのである[9]。これを肯定するか否かにより、クラス・アクションの現状ないしその濫用に対する評価が左右されることになる。

結局、一九六六年の連邦民訴規則改正自体、行政機関にかわる規制の実現が私人による訴訟追行を通じて行われることを期待していたのか否かははっきりとしないところがある。ただ、こうした論議から、クラス・アクションにどのような機能を期待するかという問題につき、きわめて政策的な立場が深くかかわっていることが理解されるはずである。

つぎに、このような一九六六年改正がその後のクラス・アクション実務に及ぼした影響を確認しておきたい。やや古いデータではあるが、規則改正後、三〇年を経てなされたRAND Institute for Justiceによる調査結果によればこうである[10]。RANDの調査から明らかなことは、一九九五年から九六年におけるクラス・アクションは、主として、損害賠償クラス・アクション（連邦民訴規則二三条(b)(3)）が利用されているということである[11]。そして、John Frankが述べたように、市民的権利の保障等の社会政策の改革のための訴訟で裁判所の実務が占められているわけではなかった[12]。

連邦民訴規則二三条(b)(3)に基づく訴訟は、通常、企業を対象として提起されており、そのため、多年にわたるクラス・アクションに対する批判の多くは、実業界からなされたものであった。[13] RANDは、クラス・アクションの全体像をより正確に理解するため、企業を被告として提起された訴訟に注目して分析を行っている。[14] それによれば、企業以外を被告とするタイプの訴訟を除くと、消費者クラス・アクションの件数が注目される。前記三つのデータベースに記録されている企業を被告とする訴訟のおよそ三分の一は、証券取引の領域を除く消費者取引から生じていた。[15] そして、このうち、価格設定の適切さをめぐる事件が三分の二を占めていた。たとえば、コンピューターサービス料金、ケーブルテレビ料金、ATM手数料、クレジットカード手数料、銀行手数料等である。[16]

消費者クラス・アクションの多さというこの結果は、先にふれた連邦司法センターの調査結果ではそれほど目立っていない。これはRANDの調査対象となったデータベースが異なるからであろうが、重要なことは、州裁判所に関するデータが完全ではないにしろ、得られているということである。この点からすれば、提訴する裁判所としては、およそ六〇%の割合で州裁判所に事件が持ち込まれているとされる。[17]

一九九五年―一九九六年にレクシスで公表されている州裁判所と連邦裁判所の判決を比較してみると、双方の裁判所に提起されるクラス・アクションのタイプに関する一定の重要な差異が存在するとされる。[18] 公表された州裁判所の判決では、消費者事件、市民権に関する事件、および不法行為事件がより大きな割合を占める。一方、連邦裁判所の判決では、証券関連訴訟、労働事件訴訟、および市民権訴訟がより大きな割合を占める。企業を被告とするクラス・アクションに関する州裁判所の判決では、その半分が消費者訴訟であり、公表された連邦裁判所の判決では、三分の一以下であった。公表された州裁判所の消費者訴訟では、約半分が価格設定に関する事件であった。連邦裁判所の判決でもっとも大きな割合を占めるのは、不公正（fraud）事件であった。

このようなデータから言えることは、一九六六年の連邦民訴規則改正により、いわゆる消費者訴訟といわれるものが、連邦地方裁判所よりも、州裁判所へ提起されてきた、という傾向が見てとれる。相手方に対して損害賠償を請求しようとする場合、通常、自己に対する損害がそれなりに多額で、しかも損害の発生が明白である場合には、弁護士に法的アドバイスを求め、最終的には自ら提訴して、これを裁判所で争うことができる。専門家を雇用したり、裁判での諸費用を上回る額が相手から得られる可能性が高いからである。しかし、いわゆる少額多数被害事例の場合には、被害者自身が法律に通じていないため、そもそも損害が生じたことに気づかない場合も少なくなく、仮に気づいたとしても、日常の生活に追われる人々は、自己の損害を回復するために自分の時間やエネルギーを投入することが割に合わないため、やむを得ず「我慢」をすることになる可能性が高い(19)。そこで、このような泣き寝入りを放置しないための社会的な装置が必要となる。損害賠償クラス・アクションはこうした道具として機能している反面、種々の問題も引き起こしているとされる。

たとえば、全米規模で商品の販売やサービスを提供する企業の存在を前提とすれば、こうした企業が各州において法律に違反する行為を行った場合、各州の州裁判所が裁判管轄権を持ち得ることになる。この点、連邦最高裁判所は、個々の州が、自己にのみ提起されたクラス・アクションに関して、他州の州民に対しても裁判管轄権を持ち得ると判示した（*Phillips Petroleum Co. v. Shutts*, 472 U. S. 797 (1985)）。こうした判決は、全国において重複してクラス・アクションが提起される可能性を生ぜしめる一方で、州裁判所は、本来、このような重複した訴訟を調整する権能を有していなかったため、特定の州裁判所を狙った「法廷への競争」が生じることになった。重複した提訴がある場合に、最初に和解した原告側弁護士が高額な報酬を得るということになるからである。それゆえ、まず、このような競争に打ち勝つには、提訴する弁護士事務所自体に十分な資力と人的リソースが必要となる。情報

を事前にいち早く収集し、かつクラス構成員に対する個別の通知業務に耐え得る体力が事務所に求められるからである。このような競争には、そもそも一市民の善意は期待できない。また、原告側代理人と被告当事者が共謀して、本来賠償すべき額よりも少額で和解を早期に実施するという批判がなされている。すなわち、原告側弁護士は、巨額の手数料報酬にひかれてしまい、クラス構成員の利益よりも、弁護士自身の、そして相手方被告当事者の利益になるような和解をするのではないか、との危惧が指摘されている[20]。また、これに関連して、原告側弁護士が、厳密な調査と精力的な訴訟追行に従事する必要がなくなる結果、何の価値もない訴訟を次々に提起するであろうという懸念もある[21]。自動車事故の被害者側の事件を大量に請け負う場合と同様に、クラス・アクションの原告側代理人として、多数の事件を手がけることで、規模の経済により、自己に生じるリスクは分散される[22]。被告には、和解額を低く抑え、判決により生じる不利益、たとえば、懲罰的損害賠償を回避するメリットがある。また、ディスカヴァリーが実施されないことで、情報を隠蔽したり、それへの対応のコストも削減できる。早期の和解、さらには、多数のクラス・アクションを専門的に抱える巨大法律事務所との和解へのインセンティヴが高まるのである。

したがって、クラス・アクションが規制実現のため利用されるとしても、それは、一市民の善意によるものではなく、十分な資力を有する巨大な法律事務所およびクラス・アクションを専門とする弁護士にコントロールされるものとなる。そこでは、社会的正義の実現と言うよりも、厳格な経済原則が支配しているようにも思われる。このような事態が、クラス・アクションの適用領域拡大を生んできたとも言える。つぎに、大量被害不法行為訴訟への、クラス・アクション弁護士ないし法律事務所の進出を確認する。

二　大量被害不法行為訴訟の展開

先に述べたように、クラス・アクションにより原告側弁護士と被告側企業が利益を得て、原告当事者に損害が発生していたとしても、伝統的な損害賠償クラス・アクションでは、その損害自体が、個別の原告にとってきわめて軽微であるため、原告による批判ないし規制を強めることができない。個々の原告に生じた被害が甚大であれば、原告による代理人弁護士に対する牽制が具体化されるとも言えるかもしれない。しかし、その場合には、個々の当事者は、個別に権利救済を裁判所に訴えることができるはずである。提訴のコストに見合った救済が得られると言えるからである。また、その場合にクラス・アクションのような「集団化」を認めれば、訴訟を提起し、それを自分でコントロールする権利も失われることになる。それゆえ、典型的な不法行為訴訟においては、クラス・アクションを観念する必要がないと思われてきた(23)。ところが、いわゆる大量被害不法行為訴訟（Mass Tort）の出現によって、その状況は大きく変化した。現在のこのような状況を知るためには、その沿革をまず理解する必要があろう。この章では、大量被害不法行為訴訟の登場とその後の展開を確認したい。

大量被害不法行為訴訟は、当初、個別の訴訟から出発したとされる。たとえば、現在でも問題とされるいわゆるタバコ訴訟においては、喫煙者の代表者として原告が提訴したものの、被告タバコ会社は和解を拒み、徹底して争う姿勢を見せた結果、原告側弁護士は、このような訴訟類型が割に合わないものと認識した。その結果、タバコ訴訟は、当初、散発的なものにとどまったと言われる(24)。

これに対して、アスベスト訴訟では異なった傾向が生じた。従業員に生じた人身侵害について、それがアスベストによる被害であること、および被告とされた会社が被害を生ぜしめたアスベスト製品を生産してきたことを証明

するためには、多大のコストが必要となる。そのため、相手方企業が、訴訟においてこれを徹底して争う姿勢を見せ、当該事件がトライアルにおける評決にかかることになれば、原告側の経済的負担はその許容限度を超え、このような訴訟事件もタバコ訴訟同様、拡大しないはずであった。

ところが、一九七三年に、第五巡回区連邦控訴裁判所が、アスベストによる人身侵害を認める判断を下した（*Borel v. Fibreboard Corp*, 493 F. 2d 1076 (5th Cir. 1973)）。これをきっかけとして、この訴訟に成功した弁護士事務所に、類似の事件が持ち込まれるようになった。労働組合による紹介や勝訴原告の口コミによるとも言われているし、一部の弁護士は大規模な宣伝活動を行ったとも言われている。侵害を被った被害者（従業員）は、特定の地域の企業に集中しているから、これらの行為が成果を生んだ。すなわち、アスベスト訴訟で勝訴した事務所には、多数の依頼者が集うこととなり、その結果、当該事務所は、訴訟全体のコストを依頼者全体に分散することができるようになった[25]。ただ、あくまでも個別の事件として、受任したことには注意を要する。

アスベスト訴訟が経済的に合理性を持つ案件となった後、これらを専門に扱う弁護士らは、次のような戦略をとったとされる。アスベスト製品を供給している会社にも、その製品の質や量において様々なものがある。被害者に対して、責任の軽重もそれに応じて様々である。その場合、弁護士は、責任が比較的軽いと思われる会社を相手に少額の和解を早期に行い、そこで得た資金を元手に、責任の重い、すなわち賠償額を多額に請求できる会社と対峙した[26]。

このような流れのなかで注目するべきは、多数の依頼者を抱えるこれらの弁護士が、あくまでも自己をこれまでの人身侵害訴訟の代理人であると見なしていたことである。すなわち、アスベスト訴訟の弁護士は、個別の委任契約を各依頼者と結び、成功報酬制度を採用し、あくまでも依頼者から利益を得ていたのであった。事件は和解で終

了するのではなく、あくまでもトライアルで勝訴することが目標であった。そのため、弁護士のなかには、重大な侵害を受け、かつ被告企業との関係でその責任を明確に肯定できる証拠を有すると思われる者のみの事件を受任する者もいたとされる[27]。もっとも、このような選択は、勝訴率を上げることにつながった。

他方で、依頼者を選択しない弁護士もいた。彼らの戦略は、マスメディアを通じて、依頼者を大量に募り、訴訟を集団化して和解に持ち込み、規模の経済を追うというものであった。その結果、被告にとっては、訴訟にかかわる費用を抑制できるため、その分を賠償金に上乗せすることができたとされる。しかし、原告のなかには、個別に争えば、より多額の金銭を獲得できたにもかかわらず、それよりも少額に甘んじる者がでてきた[28]。

このような積み重ねのなかでつぎのような事象が生じた。まず、大量被害不法行為訴訟を専門的に処理するような裁判官が登場した。彼らは、集団的な和解の内容を規律することに責任を感じる者もいたが、和解案に対する異議や、弁護士報酬に対する規制等、クラス・アクションに適用されるようなルールには従わなかった[29]。

大量被害不法行為訴訟を専門とする弁護士は、新たな事件、医療関係訴訟に取り組み始めた。すでに彼らは多額の報酬を得ていたのであり、それを資金として、科学の先端的な知識を獲得したり、たとえば医療の専門家を雇用したりする必要のある新たな科学訴訟を戦ったのである[30]。

このようななかで、全米各地域で提起される訴訟は相互依存性を高めていった。ある法域の判決の結論が他の法域の類似の事件の結論に影響を与えるだけでなく、証拠の採否レヴェルの判断ですら、他の法域に影響力を持つようになった。その結果、大量被害不法行為訴訟は、先行する少数の結果によって、全体が影響を被るようになった[31]。

その後、大量人身侵害にかかる請求の相互連関、および、これらの請求を集団的に審理・判断する手続のために、特定の製品の利用または特定の製品にさらされることから生じた請求は、大惨事を引き起こした単一の事故に関す

る請求と同様に、連邦広域係属ルールによって単一の裁判官に割り当てられるようになった。このルールでは、州の裁判所に提起された請求まで束ねることはできなかったものの、この請求は州裁判所の正式なまたは非公式な手続を使って、単一の州内に束ねることができた。そして、時の経過とともに、連邦および州の裁判官は、互いに調整を始めた。共同でプリ・トライアル協議が開かれ、集中的なディスカバリーが実施され、さらに共通のトライアル期日を定め、ときには法廷で同席すらした。このようなネットワークの出現により、連邦民訴規則二三条(b)(3)に規定される手続保障のない、擬似的なクラス・アクションが出現したといえる。(32) こうした集団化が進むにつれ、裁判所は多数の弁護士と接触することを嫌い、「主任弁護士」または「運営委員会」が任命されるようになった。彼らは、依頼人からの報酬だけではなく、主任弁護士としてのボーナスを得ることができた。たとえば、広域係属訴訟において個人を代理する弁護士は、それぞれ自分の成功報酬の半分を主任弁護士に支払うよう命じられたりした。(33)

大量被害不法行為訴訟が全国化したことにより、大きな変化が生じた。訴訟が法域内部でまとめられている限りは、事件をめぐる弁護士間の競争は激しいものではなかった。大量被害不法行為を扱う実務は、ハイ・リスクと認識されており、参入の費用もまた高かったからである。しかし、事件が全国化し、個々の請求額が巨額になるにつれて、弁護士間の競争は激しさを増した。とくに、主任弁護士の地位をめぐる競争は、しばしば熾烈を極めた。その結果、弁護士は主任弁護士の地位をかけて誰が最も多い依頼人と契約できるかを争った。こうして、集団化は人身侵害訴訟を変容させただけでなく、その規模をも拡大させた。

三　大量被害不法行為訴訟へのクラス・アクション弁護士の進出とそこから生じる問題

右に見てきたように、大量被害不法行為訴訟の規模は、弁護士が集団訴訟の戦略を取り、裁判官らが事件の集団

的管理を志向したことで、きわめて大きくなった。[34] しかし、なお、これらの訴訟は、個々の当事者がそれぞれに権利救済を求める個別訴訟であった。

その後、このような訴訟の類型にクラス・アクションの手法を持ち込んだ弁護士が存在した。一九八〇年代中頃に人身侵害訴訟を専門に扱う弁護士 Stanley Chesley が、連邦民訴規則二三条に基づく損害賠償クラス・アクションを大規模不法行為訴訟に応用したのである。彼は、Beverly Hills Supper Club 火災事件において、主任訴訟代理人を務めたことがあり、その事件は、クラス・アクションのルールが適用された初めての大量被害不法行為訴訟となった。[35] その後まもなく、アスベスト訴訟の原告側弁護士らが、多数の製造物責任を追求する個別の請求事件を解決するために、クラス・アクションを用いるようになった。[36]

このように、クラス・アクション弁護士が進出したことにより、新たな問題が生じた。大量不法行為訴訟を担当する弁護士は、事件が集団化されることで、規模が拡大し、和解への圧力が高まることは理解していた。しかし、彼らは、アスベスト訴訟がそうであったように、あくまでも訴訟は個別になされるものであると考え、勝訴を目指して、訴訟の基礎となる重要な事実を明らかにすることを目的としていた。他の類似の事案で勝訴するためには、まず、一つの勝訴が必要だからである。これに対し、クラス・アクション弁護士は、訴訟を個別にはとらえず、欠陥製品等の情報を入手すればただちに提訴し、和解の話し合いを実施しようとした。両者の訴訟行動は明らかに異なり、ずれが生じるのである。[37]

このようなクラス・アクション弁護士の行動から、事件が早期に集団化し、安易な和解で終結するということが想起される。Francis McGovern 教授によれば、大規模訴訟における公正な和解のためには、事件が「成熟」することが必要であるとされるが、[38] 早期の集団化はこのような成熟性を欠くこととなり、和解に対してバイアスがか

かってしまう危険性がある。そのため、裁判例のなかには、この成熟性を一つの根拠として、クラス・アクションの認証を否定したものもある。もっとも、成熟性の判断は曖昧さを伴い、不確実な運用を招来する可能性があったことは否定できない。

また、大量被害不法行為訴訟がクラス・アクション化することで、ジャンク・サイエンス（junk science）の問題が生じる。アスベスト事件が典型的であるが、大量被害不法行為事件の特徴として、その人身侵害の結果が生じるまでに長い時間がかかることである。食中毒のように人身侵害がただちに確認できるようなものではない。その結果、無数の人が、多年にわたって侵害を被るのである。かりに侵害が確認されても、被告側の製品との間の因果関係の立証は困難なことが多い。そのため、裁判所が薄弱な科学的論拠に基づいて判断していると一部の弁護士や科学者は批判している。クラス・アクションの認証により、被告がいわゆるジャンク・サイエンスに基づいて和解をする可能性を増加させるというのである(39)。

被告にとっては、クラス・アクションという形態を取ること自体、たいへんな和解への圧力となる。個別の事件において、トライアルまで戦い、薄弱な科学的根拠に対して何が正しいことかを明らかにしようとする被告企業が存在したとしても、クラス・アクションになれば話は別である。クラス・アクションの評決で負ければ、何十、何百万という請求に対する敗訴の帰結を引き受けることになるからである(40)。たとえば、エージェント・オレンジ事件では、その科学的根拠が Jack B. Weinstein 判事にとってとても薄弱であったため、彼はクラス・アクションからオプトアウトした退役軍人達の請求を棄却した。ところが、そのクラス・アクション自体は一億八千万ドルで既に和解していた(41)。ベンデクティン事件において、被告 Merrill-Dow 社は、原告らの請求を支える科学的な根拠はないという確信を持っていたにもかかわらず、和解の席上、一億二千万ドルの和解金を提示した(42)。

大量被害不法行為を基礎付ける科学的証拠の妥当性や根拠の強さについての議論は、しばしば、不法行為訴訟の成熟性の欠如とそこから来るクラス認証の不適切さに関する議論と相互に関係している。

四　大量被害不法行為訴訟にクラス・アクションの認証をめぐる問題

大量被害不法行為訴訟を統括する裁判官の訴訟管理の仕事は、クラスの認可を行う際にも、困難なものとなる。連邦裁判所の裁判官は、あるいは、州裁判所の裁判官は、いまや、同一の状況から生じたすべての事件を裁判管轄権に関係なく処理していた。不法行為を専門に扱う比較的小規模な事務所の弁護士に代理される原告もいれば、何千人もの顧客を抱える、より包括的に不法行為を扱う弁護士に代理される原告もいれば、当該製品から損害を被ったことを主張するすべての個人を包括するような解決を求めるクラス・アクション専門の弁護士に代表される原告もいた。裁判官は、気がつけば、多数の頭を有するヒドラのような訴訟を処理していた。

しかし、もっとも重要なことは、クラスの認証が大量被害不法行為訴訟における和解手続の性質を変えたことである。すなわち、クラスの認証は、被告および裁判所のために「包括的な和解（Global Settlements）」のための種々の機会を作り出した[43]。この和解は、それ限りで当該訴訟を終結させ得るものであった。しかし、これはまた、クラス・アクションの文脈で、まだ損害が潜在的なもので、表面にはあらわれていないような個々人の請求をいかにして処理するかという問題を生ぜしめた。

全米規模の大量被害不法行為訴訟に直面する被告にとって、自らに対するすべての訴訟で和解をなす機会はきわめて魅力的である。大量損害不法行為クラス・アクションが登場する前に、被告がそのような包括的な和解をなすために利用し得る唯一の手段は、倒産手続であった。一九八〇年代、Manville Corporation とおよそ一二のアスベ

スト製造会社は、複数の法域で複数の訴訟を争うよりも、倒産手続を選択した。また、Dalkon Shield 訴訟も最終的には倒産裁判所へ持ち込まれた。

しかし、被告は、倒産手続では著しいコストを負担し、倒産手続が進められている間、自己の会社に対する支配を失うことに耐えなければならない。クラス・アクションは、倒産手続によらずに包括的な和解をなす可能性のある手段を提供するだけでなく、そのような和解をなすことにたけた実務法曹を生み出した(44)。

原告と被告の双方は、包括的な和解の交渉をする際に、多数の難問に直面した(45)。その一つとして、クラスの認証についての議論が存する。認証は連邦民訴規則二三条(b)(3)に関連する根拠に基づいてなされなければならなかったため、(b)(3)の通知とオプトアウトに関する諸規定が適用される。被告とクラス・アクション弁護士が、クラス・アクションを手段として利用しつつ、包括的な和解交渉をなすことができるか否かは、つぎの二つの問題にかかっていた(46)。第一は、クラス構成員がどのくらいオプトアウトするか、ということ。第二は、オプトアウトしなかった人のうちどのくらいの人が和解における自己の取分を主張するようになるであろうか、ということである。

小規模消費者クラス・アクションにおいて、オプトアウトする人数はおそらくないに等しいであろうし、損害賠償を請求するクラス構成員の人数はおそらくクラスの規模と評価されたものよりも少ないであろう。したがって、クラス・アクション弁護士と被告は、しばしば、クラス構成員がオプトアウトするか、賠償を請求する前に、交渉して和解を締結することができる。クラス構成員のうちおおよそどのくらいの人が最終的にそうするのかがわかるからである。反対に、大量被害不法行為訴訟において、オプトアウトする人数か賠償請求をなす人数が和解を断念せざるを得ないほどに多数になるかも知れない、という可能性は大きい。

オプトアウトは包括的な和解に対する明白な脅威である。多数の個人が和解に参加せず、個別に手続を継続する

なら、被告は包括的な平和を得ることはできない。被告は、その場合、和解をしようとは思わないはずである。かりに被告がそのような条件で和解をしようと思っても、十分な金銭を支払おうとは思わないであろう。より低額の和解の申し出により、人身侵害事件を専門とする原告側弁護士が和解に応じる魅力は減じられ、それゆえ、インフォーマルに併合された個々の事件について訴訟追行の継続を望むことにもなる。(47)

一方、人身侵害事件を専門とする弁護士は、クラスの和解が自分たちの顧客ないし自分たち自身に役立たないと見れば、顧客にオプトアウトを勧めるかもしれない。さらに、このような弁護士は、大規模な活字メディアまたは放送メディアを利用して、将来クラス構成員となるかもしれない人々にオプトアウトすることを強く勧めるような広告キャンペーンを行うことで、和解すらも完全に断念するよう試みるかもしれない。オプトアウトを最小化するため、重要なことは、クラス・アクション弁護士と被告が、人身侵害事件を専門とする弁護士から重要な支援を得ることである。(48)

オプトインによる脅威は、定式化された基準（一請求あたりの多額の金額に請求の数をかけたもの）に基づいて和解の総額が主として交渉により決定される小規模損害賠償クラス・アクションに携わる弁護士らにとって、オプトアウトほど明らかなものではないかもしれない。大量被害不法行為クラス・アクションにおいて、和解額は、その総額について、交渉により決定されるであろう。本質的に、原告側弁護士と被告が交渉して決めるのは、「包括的な平和の値段」である。(49)

被告が包括的な平和のために和解金額の総額を決める場合、個々のクラス構成員がそれぞれ得る金額、そして、その結果として、人身侵害を専門とする個々の弁護士がそれぞれ得る報酬の総額は、どのくらいの人が和解金の分配を要求するかに依存する。(50) 和解の可能性があることの通知が広くなされる場合、およびそれが一般の人にとって

確知するために相対的に簡易である場合、クラス構成員でない多数の請求権者が和解に参加しようとするはずである。その数が大きくなればなるほど、もとのクラス構成員が得られる金額は小さくなり、かつその代理人の得る金額も小さくなる。クラス構成員の一員である自己の顧客と報酬に関する契約を締結した、人身侵害事件を専門とする弁護士は、それぞれの顧客が得た賠償額のうち一定割合を受け取る。そしてそのために、彼らがクラス弁護士と必然的に対立することになる。将来クラス構成員となる者があまりにも多くオプトアウトしようとする場合、被告が大量損害不法行為クラス・アクションで和解しないことと同じく、あまりにも多くの請求権者がオプトインしようとする場合、個々の原告側弁護士は和解を望まないであろう。他方、クラス弁護士は、和解総額のうち一定割合で報酬が支払われることを期待しているため、オプトインする最終的な人数にはそれほど関心を持たない。

このような不確実性に取り組む際に、大量損害不法行為について包括的な和解を試みていた原告側弁護士と被告は、裁判官につぎのことを提案した。すなわち、自分たちが和解目的のためだけに条件付でクラスを認証し、かつ認証されたクラスと和解の仮条件を一回限りで通知する、と[51]。その結果、クラス構成員は、自分たちがオプトアウトを希望するか否か、およびオプトインすることを希望するか否かの双方について、質問されることになる。

被告は、申し出られた和解条件で、クラス・アクションの和解に合意したが、裁判官が和解を承認しなかった場合、および、ときに、他の条件がみたされなかった場合に、認証に異議を申し立てる権利を留保した。たとえば、被告は、オプトアウトする人数が多すぎた場合、合意を取り消すかもしれない。反対に、原告側弁護士は、オプトインする人数がとても多く、個々の請求の価額が少額になる場合に、合意を取り消すかもしれない。裁判官にとって、このことは好ましい。というのは、オプトアウトする人数は、和解が公正であると認識されることの指標になるからである[52]。

条件付のクラス承認は新しいアイデアではなかった。連邦民訴規則二三条に関する連邦民訴規則改正諮問委員会の注釈では、その可能性について言及されている。こうした和解は、消費者クラス・アクションでも交渉して締結される。しかし、この考えは、大量損害不法行為訴訟に新たな問題を引き起こしただけであった。裁判官がたんに和解のためだけにクラスを認証しているとすれば、裁判官は、連邦民訴規則二三条により、当該事件を認証するか否かを判断する際、「クラス・アクションの運営上直面するであろう困難さ」について判断する必要がなくなる。

このように、大量被害不法行為訴訟においては、少額大量被害事例と異なり、クラスの規模が和解の成立について大きな意味を持ってくる。しかも、原告側弁護士および被告が不確実性にさらされる。そのために、和解のためという条件付きクラス認証が考案されたが、規則化はされなかった[53]。しかし、結局、連邦最高裁は、*Amchem Products, Inc. V. Windsor*, 521 U.S. 591 (1997). においてこれを認めた[54]。もっとも、これで問題が解決したわけではない。そもそも、個別の権利をクラス・アクションとして集団化して取り扱うことの実効性、さらには判決ではなく、和解で処理することの正しさ等々については、なお詰めるべき問題として残されているのである。

まとめと展望

アメリカ法におけるクラス・アクションの大量被害不法行為事件への拡大の背景とその問題点を確認してきた。それを整理し、日本法からクラス・アクションを検討する視点を確認したい。

1　大量被害不法行為訴訟の展開と弁護士の役割

大量被害不法行為訴訟について、まず、確認しておくべきことは、これがあくまでも個別の権利に対する救済を求める伝統的な枠組みに含まれるものであったこと、ただ、それが、あまりに多数の者に発生するため、いったん

裁判所に持ち込まれた場合には、集団的な効率性の高い処理が求められたということである。

タバコ訴訟やアスベスト訴訟に見られたように、当初は、因果関係の立証等、困難な問題を多く抱え、必ずしも勝訴出来たわけではなかった。こうした傾向を覆したのは、個々の弁護士の努力であった。このような弁護士は伝統的な不法行為訴訟を担当する弁護士であり、これらの者の中から、先端的な科学裁判を戦うノウハウを身につけ、大量不法行為訴訟を専門とする弁護士集団が生まれてくる。彼ら・彼女らの特徴は、クラス・アクション弁護士と対比すれば明らかであるが、あくまでもトライアルで勝訴評決を取ることを目的とする。換言すれば、先端的な科学訴訟において、説得的な立証活動を展開する能力が求められるのである。早期に和解で済ませることを念頭に置くクラス・アクション弁護士とはその資質が異なる。現在、アメリカは、医療訴訟等、先端的な科学知識を訴訟に活用する点において先進的であると考えるが、その素地は、アスベスト訴訟で培われた弁護士集団が生み出したと言えなくもない。

2　大量被害不法行為訴訟へのクラス・アクション弁護士の進出とそこから生じる問題点

右に見た大量被害不法行為訴訟と少額多数被害を典型とするクラス・アクションは別物であった。前者は、個別の救済を裁判所に求めても十分に経済的に見合うものであった。他方、後者は、伝統的な個別訴訟では救済が訴訟経済的に得られないものを、集団化することで実効的な救済を与え、さらには、行政的規制を裁判所を通じて実践しようとするものである。このように、両者は、本来、異なった処理が期待される訴訟類型であった。

しかし、クラス・アクション弁護士は、その市場をつねに拡大する傾向を持つようであり、とくに従来のクラス・アクション適用領域の競争が激しくなったり、あるいは規制された場合には、その傾向が強まる。一方で、大量被害不法行為訴訟も、問題とされた製造物の全米への流通を背景に全国化し、賠償額総額も巨大なものとなって

いった。その結果、クラス・アクション弁護士の参入を招くことになった。もちろん、クラス・アクションによる処理にもメリットはある。すなわち、クラス・アクションが適用される前に、倒産手続が利用されたように、手続のコストを低廉化しつつ、集団的な処理を行う必要性があったからである。

もっとも、弊害も多い。本来、勝訴を念頭に、時間をかけて訴訟追行していたものが、和解ねらいの拙速な処理がなされることがその一つである。そこでは、何が問題であったのか、何が正しいことかが問われることは多くなく、裁判所の法廷は、手元に入る収入を計算する原告側代理人と少しでも賠償額を低く抑えようとする被告の思惑が交錯するフォーラムとなる。被害者である原告本人は置き去りにされる。また、科学的知識を駆使する弁護士、科学技術に通じ、かつ法廷での経験を積んだ専門家証人、裁判の素人であり、科学技術の基礎についても不案内な陪審に、高度な情報を伝達する訴訟技術を生み出したかつての大量被害不法行為訴訟と異なり、ジャンク・サイエンスが横行する。

かの地における伝統的なクラス・アクションでもそうであるが、和解というものをどのように考えるべきかは重大な問題として認識されている。

3　日本法の枠組みで考える意義と視角

わが国はクラス・アクションという方法を持たない。また、合衆国と異なり、行政機関も充実している。たとえば、日本でもいよいよアスベスト被害がマスコミをにぎわすようになったが、司法は合衆国のような苦労をしなくてもすむようにも見え、その意味で、かの地のクラス・アクションを考える必要性は高くないようにも思われる。

しかし、かの地でも言われるように、行政に支払うコストには限界がある。とりわけ、国家財政が窮迫している日本の現状からすれば、今後は、過度な期待を行政にかけることは問題であろう。その場合には、司法による救済

が求められるはずである。

たとえば、アスベスト訴訟が法廷に持ち込まれるような場合には、先端的な科学知識を訴訟に生かすことの出来る法曹を養成する必要がある。日本でも医療事件集中部等のように、優れた実績を蓄積している例もある。今後はさらにそれを発展させる必要があり、その意味で、科学裁判で先行するアメリカ法を参照することには意義がある。

大量被害不法行為訴訟は日本でも起こり得る。この場合、如何にして効率的に大量の事件を処理し、かつ公正な結論、換言すれば賠償額の公平な分配を導くかという難問が生じる。もっとも安易な方法は、和解を前提にすることである。このことはアメリカ法を見れば明らかであろう。しかし、それによる弊害も見受けられた。考えるべき方向としては、和解を一律的に否定することではないであろう。まず考えるべきは、ＡＤＲの活用である。安価に専門家を利用できる。民事調停手続を想起されたい。訴訟の場合には、やはり、判決を念頭に置くべきである。そのためには、科学的知見、統計学的手法を訴訟運営に取り入れるべきである。この点において、アメリカ法には見るべきものが多くあると考える。

最後に、クラス・アクションの導入の是非についてコメントして、結びに代えたい。これまでも、クラス・アクションの導入は、わが国でも論じられてきたが、どちらかといえばネガティブな対応であった。消費者団体訴訟が立法化されるという状況にもある。クラス・アクションを考える必要性はもはやないとも言われる。しかし、大量の訴訟を効率的に処理するデバイスとして、クラス・アクションは今なお魅力的である。とりわけ、差止による救済を超え、損害賠償による救済を考える場合には、損害賠償クラス・アクションの中には、まだまだ検討すべき素材が多いと思われる。わが国で導入される、あるいは実務上工夫される方策を、違った角度から検証するうえで、クラス・アクション研究には今後も十分な意義があると考える。

[付記] 國井和郎先生には、学部ゼミから多年にわたりご教示をたまわった。本稿ははなはだ不十分で、その学恩に報いるものとなっておらず、たいへん恥ずかしい限りではあるが、今後の研鑽を誓い、先生のご退職のお祝いとさせていただければ幸いである。

＊ 本研究は、科学研究費基盤研究(B)「医事訴訟審理の効率的コミュニケーションモデルの構築に向けた比較・実証研究」の支援を得た研究成果の一つである。

(1) 拙稿「アメリカ法における大量被害不法行為訴訟へのクラス・アクションの応用――損害賠償クラス・アクションを中心として――」谷口安平教授古稀五三頁（二〇〇五年）。

(2) より詳しい事柄については、拙稿・前掲註(1)五八頁―七三頁（二〇〇五年）。

(3) 一二世紀から現代のクラス・アクションまでの歴史を探究する文献として、Stephen C. Yeazell, 'FROM MEDIEVAL GROUP LITIGATION TO THE MODERN CLASS ACTION' (1987).

(4) 2 James W. Moore, FEDERAL PRACTICE 2283 (1938).

(5) John G. Harkins, Jr., *COMMENT: Federal Rule 23—The Early Years*, 39 Ariz. L. Rev. 705 (1997). 連邦民訴規則二三条が適用される事件の類型については、さしあたり、Jack H. Friedenthal, Mary K. Kane & Arthur R. Miller, CIVIL PROCEDURE, § 16. 1, at 739-740 (3rd ed. 1999).

(6) John G. Harkins, *supra* note (5), at 705.

(7) Robert H. Klonoff and Edward K.M. Bilich, CLASS ACTIONS AND OTHER MULTI-PARTY LITIGATION, at 31 (2000).

(8) 近時、民事手続法の著名な研究者である Judith Resnik は、諮問委員会の議事録と委員相互の書簡を調査分析し、一九六六年改正が従前のクラス・アクションに存在した三類型のわかりにくさへの裁判官と弁護士のいらだちに対応しただけであると示唆している、Judith Resnik, *From 'Cases' to Litigation*, 54 L. And Contem. Pro. 5, 8 (1991).

(9) 一九六六年当時においては、私人による訴訟を通じた規制の実現に言及したと思われる文献も存在する。たとえば、

一九六六年諮問委員会のレポーターであったBenjamin Kaplanによれば、法の無知等により、少額の請求が顧みられなくなることがあるが、このことは道徳的に正当化されるかは疑問であるとし、クラス・アクションはこうした人々にとって行政手続のように機能すると指摘した（Benjamin Kaplan, *Continuing Work of the Civil Committee: 1966 Amendments to the Federal Rules of Civil Procedure*, 81 Harv. L. Rev. 356, at 397-398 (1967).）。また、一九六六年以前においても、たとえば、Harry Kalven and Maurice Rosenfeldは、法的救済手段を利用することが得られる救済とのコスト的に見合わない場合、これを無視するのではなく、むしろ集団的な救済を与えるべきであると主張していた（Harry Kalven, Jr. and Maurice Rosenfield, *The Contemporary Function of the Class Suit*, 8 U. Chi. L. Rev. 684, 686 (1941).）。

(10) このユニークな調査は、三つのデータベースに基づいて行われた。まず連邦および州の裁判所の情報を得るためにLexisが用いられた。また、新聞およびニュース雑誌の記事を扱うNexis、さらにウォールストリートジャーナルのデータベースも用いられた。Deborah R. Hensler et al., CLASS ACTION DILEMMAS, at 52. すなわち、判決記録だけが調査対象ではないのである。これは、先行して実施された連邦司法センターによる実証研究が（Thomas Willging, Laural Hooper, and Robert Niemic, *EMPIRICAL STUDY OF CLASS ACTIONS IN FOUR FEDERAL DISTRICT COURTS: FINAL REPORT TO THE ADVISORY COMMITTEE ON CIVIL RULES* (Federal Judicial Center, 1996).）、わずか四つの連邦地方裁判所における事件記録調査にとどまったことへの反省による（Deborah R. Hensler et al., CLASS ACTION DILEMMAS, at 51）。今日のクラス・アクションの実態を理解するためには、州裁判所における情報が重要である。連邦民訴規則の改正が州裁判所の民事訴訟手続に相当程度反映されている現状も無視できない。

(11) Deborah R. Hensler et al., *supra* note (10), at 52.

(12) *Ibid.*

(13) *Id.* at 53.

(14) *Ibid.*

(15) *Ibid.*

(16) *Id.* at 54.

(17) *Id.* at 56.

(18) *Id.* at 57.
(19) *Id.* at 68.
(20) *Id.* at 79.
(21) *Ibid.*
(22) *Ibid.*
(23) *Id.* at 99.
(24) *Id.* at 99-100. タバコ訴訟について、藤倉皓一郎「アメリカにおける現代タバコ訴訟の周辺――和解のあとの戦い」曹時五六巻五号一頁（二〇〇四年）、「タバコ会社を訴える」時の法令一七一一号四六頁（二〇〇四年）、同「アメリカにおけるタバコ訴訟の展開と全面和解――紫煙のゆくえ」ジュリ一一八号六〇頁（一九九七年）、棚瀬孝雄編『たばこ訴訟の法社会学――現代の法と裁判の解読に向けて』（世界思想社、二〇〇〇年）。
(25) *Id.* at 100.
(26) *Id.* at 101.
(27) *Ibid.*
(28) *Id.* at 102.
(29) *Ibid.*
(30) *Ibid.*
(31) 妊娠中の女性に処方される制吐剤で、先天性欠損症を引き起こしたと主張されたベンデクティンに関する訴訟は、事実審裁判官が併合審理を命じると、最初は劇的に増加し、そして、併合された事件の審理をした陪審が、原告は当該薬品が先天性欠損症の原因であることを証明できなかったと判断すると、訴訟はなくなった。骨盤内炎症疾患を引き起こしたと主張された子宮内避妊器具であるコッパー7に関する訴訟は、被告が多数の訴訟をこの事件の主導的な弁護士と和解すると、なくなった。逆に、シリコン・ジェルの人工乳房に関してカリフォルニア州及びテキサス州で審理された別の事件で、一組の原告が懲罰的賠償を含む大規模な勝訴評決を勝ち取ると、この手の訴訟件数は急増した。
(32) Deborah R. Hensler et al. *supra* note (10) at 103.

(33) *Id.* at 104-105.

(34) *Id.* at 105.

(35) Alison Frankel, *'Et tu, Stan ?'*, American Lawyer, Jan. Feb. 1994, at 68.

(36) シリコン・ジェル豊胸術をめぐる連邦の事件（一九九二年）において、伝統的な不法行為訴訟を担当する弁護士達に、それまで証券関係及び消費者関係の事件に特化して関わってきたクラス・アクション弁護士達が加わることになった (Deborah R. Hensler et al., *supra* note (10) at 106.)

(37) Peter Carbonara, *'Taming a Mass Torts Monster'*, American Lawyer, Sep. 1989, at 107.

(38) Francis McGovern, *'Resolving Mature Mass Tort Litigation'*, 69 B. U. L. Rev. 659 (1989).

(39) Deborah R. Hensler et al., *supra* note (10) at 107. なお、ジャンク・サイエンスについては、Peter Huber, GALILEO'S REVENGE : JUNK SCIENCE IN THE COURTROOM (1991). 参照。

(40) Deborah R. Hensler et al., *supra* note (10) *Ibid.*

(41) Peter Schuck, AGENT ORANGE ON TRIAL ; MASS TOXIC DISASTERS IN THE COURTS, 143-167, 226-244 (1987). 邦語文献の重要なものとして、藤倉皓一郎「大規模訴訟における『確定できない原告』――エイジェント・オレンジ訴訟の和解判決から」名城法学別冊三八号五〇一頁（一九八九年）。

(42) ベンディクテン訴訟については、さしあたり、渡辺千原「事実認定における「科学」（1）・（2・完）――合衆国のベンデクティン訴訟を手がかりに」民商一一六巻三号一九頁、同四＝五号一八九頁（一九九七年）。

(43) Deborah R. Hensler et al., *supra* note (10) at 105. 大量被害不法行為訴訟とクラス・アクションに関する邦語文献として、山本和彦アメ法一九八九―一五八頁、六〇頁―六一頁（一九八九年）。また、クラス・アクションの和解について、本稿との関連でさしあたり、小林学「選定当事者訴訟と訴訟上の和解――拡散利益救済のための基盤条件の整備」法学新報一〇七巻五＝六号一六一頁（二〇〇一年）、川嶋四郎「『公共訴訟』事件における公正な和解内容の確保と裁判官の役割――アメリカのクラス・アクションにおける公正な和解内容の確保と裁判官の役割を手がかりとして」商学討究三九巻二号八一頁（一九八八年）。

(44) 大量被害不法行為訴訟に関する倒産手続の利用について言及する文献として、Richard B. Sobol, BENDING THE

LAW: THE STORY OF THE DALKON SHIELD BANKRUPTCY (1991). 参照。

(45) 大量被害不法行為訴訟への連邦民訴規則二三条の適用について、Paul Rheingold, MASS TORT LITIGATION (1996) 参照。本稿で取り上げるクラス認証と和解の問題以外にも、事件ごとに異なった争点の審理方法、トライアルにおけるサンプル審理の問題（藤倉皓一郎「大規模訴訟におけるサンプル審理方式」法律のひろば五一巻一二号七四頁（一九九八年））、および将来請求権の処遇、等々の重要な諸問題が存するが、本稿では言及できない。

(46) Deborah R. Hensler et al., *supra* note (10) at 109. なお、オプトアウトが認められない連邦民訴規則二三条(b)(2)が大量被害不法行為訴訟に適用されることはまれであるとされる（*Id.* at 133 note 169.）。

(47) *Ibid.*

(48) *Id.* at 109-110.

(49) *Id.* at 110. たとえば、シリコンジェル豊胸事件では、被告が暫定的に四二億ドルを提示したところ、クラスの構成員が、当初十万人から、四十万に増えた（Marcia Angell, SCIENCE ON TRIAL: THE CLASS OF MEDICAL EVIDENCE AND THE LAW IN THE BREAST IMPLANT CASE (1997) at 22.）。一人あたりに分配される額がきわめて小さくなるのである。

(50) Deborah R. Hensler et al., *supra* note (10) *Ibid.*

(51) *Id.* at 110-111.

(52) *Id.* at 111.

(53) Fed. R. Civ. P. 23 (d) (3) advisory committee's note. なお、これは規則として実現しなかった。

(54) この判例については、藤倉皓一郎「和解のためのクラス訴訟――アスベスト被害者クラスの認証 Amchem Products, Inc. v. Windsor, 138 L. Ed. 2d 689 (1997)」法律のひろば五二巻五号六二頁（一九九九年）、浅香吉幹「判批」アメ法三〇三頁一九九八―二（一九九八年）参照。